

○財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名				
五	四	三	二	一
一、四七一トン	二四、三四九トン	三・二七トン	○トン	輸入数量

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三四四トン	七五四トン	一五、六四三トン	九四、三五九トン	一三、五五七トン	一、四七三トン	五二八、七四二トン	一、二七一、三五四トン	五、〇四四、四七三トン	六四、四八〇トン	三、七〇五トン	五、八一一トン	三九、六九八トン	一・一三トン	一三・一九トン	一〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	二六、七七四トン
六七七トン	八トン	一〇、三六一トン	四、五一ニトン	〇トン	二四トン	四、六五五トン	四七五トン		